

令和8年度版

豊かな地域づくりを目指して

# 自治会運営 ハンドブック



三木市

三木市区長協議会連合会



— — — 目 次 — — —

1 自治会の運営について

(1) 自治会とは？ P. 1

(2) 自治会の活動（役割）

(3) 自治会の運営 P. 2

(4) 区長とは（役割）

2 自治会と行政

(1) 自治会と行政との関係 P. 3

(2) 男女共同参画の実現に向けて

(3) 多文化共生に向けて

(4) 空き家相談窓口の活用案内 P. 4

(5) 手話通訳者等を自治会の会議に派遣できます P. 5

(6) 認可地縁団体（自治会の法人化） P. 6

(7) 市政懇談会の開催 P. 7

(8) 行政から自治会にお願いしていること P. 8

(9) 自治会関連情報ホームページ

(10) 三木市公式 SNS の案内 P. 10

## 参考資料

- 【1】 業務内容に応じた 市の担当課連絡先一覧 P. 11
- 【2】 市からの補助金等 P. 14
- 【3】 自治会に関する主な行事 P. 18

この「自治会運営ハンドブック」は、自治会活動の基本的な手引きとして、三木市の各部署の業務内容を掲載しています。

年間を通じての自治会活動や、役員の引き継ぎの際に、本ハンドブックを手引として参考にいただき、自治会活動の悩みや課題解決に、少しでもお役に立てていただければ幸いです。

令和8年

# 1 自治会の運営について

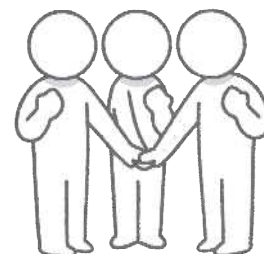
## (1) 自治会とは

自治会は、ふれあい活動などをとおして、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための、もっとも身近な住民組織のひとつです。

少子高齢化が進む中で、自治会の果たす役割はどんどん大きくなっています。

本市では、世帯の多くが自治会に加入し自主的にまちづくりを進めています。自治会は、地域にお住まいの人たちが、豊かで住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている任意の団体です。

自治会は一部の人たちによってつくられるものではなく、地域に住む人たちの総意でつくられ、活動し、また成長させていくべきものです。したがって、自治会への入会や活動にむしろ積極的に参加することによって、理想的で有意義な会が育っていきます。



## (2) 自治会の活動（役割）

### 【1】交流や親睦活動

(住民同士が顔の見える関係を築いていくための基礎的活動)

- ⇒ 住民相互の連絡、納涼大会、  
季節のお祭り、敬老会、研修会、  
レクリエーションなど



### 【2】施設や環境の整備活動

(地域環境を整備すると共に維持管理していくための活動)

- ⇒ 集会所の整備（管理）、清掃、  
防犯灯の設置維持、花壇等美化活動、  
ゴミステーションの管理など



### 【3】地域で抱える課題解決活動

(身近な生活課題を解決し地域生活を充実させるための活動)

⇒ 交通安全、地域防犯、自主防災、  
青少年健全育成、地域福祉など



### (3) 自治会の運営

自治会の運営は、住民の必要に応じて、親睦、相互扶助、共通課題の協働解決を目指し、民主的に進めなければなりません。

そのためには、次のことが必要です。

- 【1】 住民にわかりやすい会則づくり
- 【2】 合議制で会議を進める、民主的な運営
- 【3】 自治会の行事計画等の広報活動
- 【4】 住民の意見を聴取する広聴活動
- 【5】 役割分担（会長や少数の役員に仕事が集中しない）や、女性の意見を反映した組織づくり（女性役員の参加など）
- 【6】 明朗な会計、決算の報告



### (4) 区長とは（役割）

区長は、三木市区長設置要綱に基づいて、市と住民が協働するまちづくりを推進するため、住民に行政の現況を周知するとともに住民の要望を行政に反映させる目的で設置しています。地元地域の地縁によって形成されている住民自治組織、いわゆる自治会で選出された代表者を区長としています。

## **2 自治会と行政**

### **(1) 自治会と行政との関係**

お互いが対等なパートナーとして、相互の役割と責任を果たし、共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、住民の生活向上と地域の発展及びより良い地域環境づくりのために連携・協力していく必要があります。

このような関係のもとに、自治会の主体性・創意性・自発性を活かし、地域での生活実態や経験を、行政施策に反映させていくことが、住みよいまちづくりを進めていくこととなります。

### **(2) 男女共同参画の実現に向けて**

自治会活動に多様な意見や価値観を取り入れるためには、自治会の方針決定等に男女双方の視点が必要です。自治会の役員等の選任において、女性の意見を取り入れるなど、男女ともに安心して暮らせる地域づくりに参画しましょう。

### **(3) 多文化共生に向けて**

三木市には、令和8年3月末時点でベトナム、韓国、中国、インドネシア、フィリピンなど49か国、3,014人の外国人住民が生活をしています。本市の外国人住民は、年々増加傾向にあり、10年間で2.5倍に増えています。

街中や職場など日常生活の様々な場面で外国人と出会うことは珍しいことではなくなりました。外国人が働く企業も多く、学校や就学前教育施設などでは、外国にルーツを持つ子どもも増えています。

これからの地域においては、様々な人々が一緒に安心して生活できるようになることが必要であり、そのような社会を「多文化共生」社会と呼んでいます。

## 【1】外国人住民相談窓口

外国人住民を対象とした生活相談、行政情報などを提供する窓口です。自治会や地域の方も外国人住民に関する相談があれば来てください。

国際交流プラザ （市役所4階） TEL 89-2315

## 【2】やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい話し方や文章のことを言います。簡単な日本語であれば理解できる外国人は多いので、コミュニケーション手段として効果的です。

「～です。」「～ます。」を使って話すほうが外国人にはわかりやすいので、簡単で短い文をゆっくりと話してみてください。ただし、方言は通じにくいです。

外国語ができなくて大丈夫！まずは「やさしい日本語」で話をしてみましょう。

## （4）空き家相談窓口の活用案内

三木市では多様化する空き家問題に対応するため、空き家相談窓口を設置しています。

主な業務として、【1】空き家についての相談、【2】職員による出前講座、【3】相続対策の周知を行っています。

※【1】空き家についての相談は、自身が所有していない、ご近所の空き家に関する相談でも構いません。

自治会で空き家についてお困りごとがあれば、活用ください。

詳細については生活安全課（89-2344）まで

## (5) 手話通訳者等を自治会の会議に派遣できます

聴覚や音声、言語機能に障がいのある方が、官公庁や病院、学校などで相手方との円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。

また、会議（自治会）や講演など必要に応じて派遣を行います。

依頼方法：申請書を提出（申請書は障がい福祉課ホームページや窓口  
に設置しています。）

申請先：三木市役所 3階 障がい福祉課

FAX 89-2449

メール shogaifukushi@city.miki.lg.jp

利用料：派遣に要する費用は無料です。

ただし、派遣先での実費（交通費など）は、申請者の負担となります。



### ※要約筆記とは

話された言葉を文字に変えて伝える通訳で、下記の方法があります。

ノートテイク：1～2名の障がいのある方を対象に紙やパソコンで伝える方法です。

全体投影：パソコンなどを使って、文字をスクリーンに投影する方法です。

通訳者には守秘義務があります。会議内容等は口外しません。

詳細については障がい福祉課（82-2000 内線2379）

まで

## (6) 認可地縁団体（自治会の法人化）

認可地縁団体とは、法人格を有した「地縁による団体」※のことです。

※地方自治法第260条の2では、「町または字の区域その他市町村内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

### 【1】認可制度の目的

これまで、自治会には法人格が認められておらず、土地や建物などの不動産を所有していても団体名での登記ができませんでした。そのため団体所有であっても、個人名義で登記せざるを得ず、名義人の死亡や転居により団体の会員でなくなったとき、名義変更や相続などで問題が生じる場合があります。

そこで、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件に該当するものについては、手続きのうえ「法人格」を取得できるようになり、団体名での不動産登記ができるようになりました。

### 【2】認可申請の流れ

ステップ1 自治会を法人化することの方針を決定



ステップ2 認可申請書類の事前準備（規約や構成員名簿等準備）

※この段階で、市民協働課（89-2311）まで  
ご相談ください。



ステップ3 自治会総会で認可申請することの議決



ステップ4 三木市へ認可申請書類の提出



ステップ5 書類審査（三木市）



ステップ6 認可決定後、告示（三木市）



ステップ7 自治会が法人格を取得

※登記や印鑑登録が可能になります。

（ご注意ください）

認可地縁団体になった後、運営上発生する義務が生じます。また、自治会規約を変更することや自治会代表者が変更となった場合には必ず三木市に届出が必要になります。

詳細については市民協働課（89-2311）まで

詳細 URL <https://www.city.miki.lg.jp/site/ninkachien/>



## （7）市政懇談会の開催

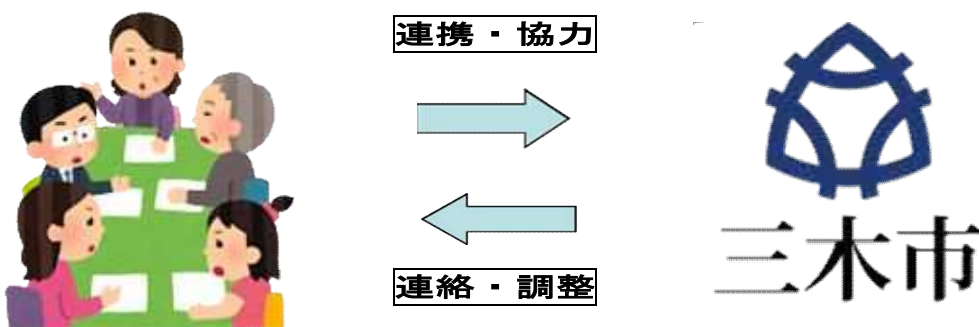
市の施策に地域の皆様の意見や提言を反映し、市民の皆様の市政への参加を促すとともに、市と市民が方向性を共有してまちづくりを進めるため、市と区長協議会で地域の課題や活性化に向けた意見交換を行っています。

※令和7年度は、下記のとおり実施しました。

日 程	時 間	地区名
9月12日（金）	19:00～	三木南地区
9月18日（木）	19:30～	口吉川地区
10月19日（日）	18:00～	別所地区
10月24日（金）	19:00～	三木地区
10月25日（土）	19:00～	吉川地区
10月26日（日）	18:00～	青山地区
11月14日（金）	19:00～	細川地区
11月23日（日・祝）	15:00～	緑が丘地区
11月27日（木）	19:30～	志染地区
11月28日（金）	19:00～	自由が丘地区

## (8) 行政から自治会にお願いしていること

- 【1】市役所・関係機関（団体）からの文書の配布・回覧
- 【2】防火・防災訓練、防犯運動、交通安全運動等の依頼・参加
- 【3】人権教育・啓発活動、福祉活動、各種募金、各地区公民館行事等の依頼・参加
- 【4】ごみステーション、防犯灯、公園・広場等の各施設の維持管理
- 【5】まちづくりに伴う、行政との連携・調整
- 【6】その他、市役所（関係機関等）との連絡・調整



## (9) 自治会関連情報ホームページ

自治会に関連する情報を市のホームページに載せています。市からの回覧物や配布物、自治会活動を紹介するリーフレットやこの自治会運営ハンドブックも掲載しています。

三木市のトップページまたは三木市市民協働課のページから自治会関連情報を選択することで表示することができます。

### 〈参考画面〉



### 〈自治会関連情報

二次元コード〉



## ～デジタル活用ガイド～

近年、スマートフォン等デジタル機器の普及に伴い、自治会活動や市民団体にデジタルツールを活用している様子も見られるようになってきました。

そこで、国内で利用者数の多い「LINE」等 SNS の便利な機能や活用方法を活用ガイドとして作成しました。

内容は自治会関連情報ホームページ内のデジタル活用ガイドで掲載しています。



◇各地区内自治会回覧・配布物情報◇

市内の市立公民館のホームページにおいて、地区内の回覧・配布物情報を掲載しています。  
※主に地区区長協議会が回覧・配布している情報です。

<a href="#">三木地区</a>	<a href="#">三木南地区</a>	<a href="#">別所地区</a>	<a href="#">志染地区</a>
<a href="#">細川地区</a>	<a href="#">口吉川地区</a>	<a href="#">緑が丘地区</a>	<a href="#">自由が丘地区</a>
<a href="#">吉山地区</a>	<a href="#">吉川地区</a>		

関連情報

- [市政懇談会](#)
- [自治会運営ハンドブック](#)
- [認可地縁団体](#)
- [市民協議会](#)
- [外国人住民（がいきくじんのかたへみんな）のみなさんへ](#)
- [デジタル活用ガイド](#)

〈デジタル活用ガイド二次元コード〉 ⇒



## (10) 三木市公式 SNS の案内

三木市では、市政情報や市の魅力や防災情報等を発信するため様々な SNS を運用しています。

二次元コードを読み取って、ぜひご覧ください。

- ・三木市インスタグラム (Instagram)



- ・三木市 X (旧 Twitter)



- ・三木市 Facebook



- ・三木市 YouTube チャンネル



## 参考資料

### 【1】業務内容に応じた市の担当課連絡先一覧

※自治会内で問合せを受けた際、ご参考に活用ください。

◎ 三木市役所 TEL82-2000(代表)

◎ 吉川支所 TEL72-0180(代表)

三木市区長協議会連合会事務局 市民協働課内 内線2471

\*担当課がわからないときは、市民協働課（内線2471）までお問い合わせください。

	業務内容	担当課	直通電話	メールアドレス
市民生活	広報紙、ホームページに関する事	秘書広報課	89-2304	hishokoho@city.miki.lg.jp
	自治会のことで相談したいとき	市民協働課	89-2311	kyodo@city.miki.lg.jp
	住民登録、印鑑登録に関する事	市民課	89-2341	shimin@city.miki.lg.jp
	住民票、戸籍等の各種証明、マイナンバーカードに関する事			
	戸籍届出、埋火葬許可、斎場使用許可に関する事			
	個人住民税・森林環境税、国民健康保険税、軽自動車税に関する事	税務課	89-2326	zeimu@city.miki.lg.jp
	固定資産税、都市計画税に関する事			
	各種税証明に関する事			
	国民健康保険事業に関する事	保険年金課	89-2439	hokennenkin@city.miki.lg.jp
	後期高齢者医療、福祉医療等に関する事			
	選挙に関する事	選挙管理委員会	89-2386	senkyo@city.miki.lg.jp
	災害対策、防災訓練、自主防災組織に関する事	危機管理課	89-2312	kikikanri@city.miki.lg.jp
	避難行動要支援者の支援方法、命のカプセルに関する事			
	避難行動要支援者名簿作成・登録、見守り活動に関する事	福祉課	89-2332	fukushi@city.miki.lg.jp
	防犯に関する事	生活安全課	89-2344	seikatsuanzen@city.miki.lg.jp
	消費生活相談をしたいとき			
	法律相談や市民相談に関する事	秘書広報課	89-2304	hishokoho@city.miki.lg.jp
	人権啓発、人権相談に関する事	人権推進課	82-8388	jinken@city.miki.lg.jp
	男女共同参画、女性問題相談に関する事		89-2331	
	子どものいじめ相談に関する事		82-8110	
	DV相談に関する事	DV相談室	82-8300	個別具体的な内容のため、メールではなく左記の電話番号にてご相談ください。
	市民活動の推進・支援に関する事	市民協働課	89-2311	kyodo@city.miki.lg.jp
	まちづくりの支援に関する事			
	地域の市民活動団体の育成に関する事			
	多文化共生・国際交流に関する事			
	消防、救急、火災予防、防火対策に関する事	消防本部	82-0119	shosomu@city.miki.lg.jp
住宅用火災警報器、消火栓ボックスに関する事				

※ まちづくりよろず相談（各市立公民館、三木南交流センター）

	業務内容	担当課	直通電話	メールアドレス
健康	健康づくり、町ぐるみ健診に関すること	健康増進課	86-0900	kenko@city.miki.lg.jp
	各種予防接種に関すること			
	母子健康手帳や妊産婦・乳幼児の健康に関すること	こども福祉課	89-2340	kodomofukushi@city.miki.lg.jp
	敬老事業に関すること	高齢福祉課	89-2361	koreifukushi@city.miki.lg.jp
	高齢者の見守り活動に関すること			
	老人クラブに関すること			
	みっきい☆いきいき体操・介護予防に関すること			
	みっきい☆シニア健康サポート事業に関すること			
	認知症サポーター養成講座に関すること			
	地域包括支援センターに関すること			
	高齢者虐待に関すること			
	認知症に関すること	障がい福祉課	89-2336	shogaifukushi@city.miki.lg.jp
	障害者福祉に関すること			
	手話通訳者・要約筆記者の派遣に関すること	福祉課	89-2332	fukushi@city.miki.lg.jp
	民生委員・児童委員に関すること			
	日本赤十字事業・献血に関すること			
	生活保護に関すること			
	生活困窮相談に関すること			
	ひきこもり相談に関すること	社会福祉協議会	82-4043	somu@miki.or.jp
子育てに関すること	こども福祉課	82-9910	kodomofukushi@city.miki.lg.jp	
児童虐待に関すること		83-2266 または、 児童相談所 虐待対応ダイヤル 「189」	個別具体的な内容のため、メールではなく左記の電話番号にてご相談ください。	
生活環境	ごみの収集（ごみステーション等）に関すること	環境課（三木市清掃センター）	83-2608	kankyo@city.miki.lg.jp
	ごみ分別、ごみ出しマナーに関すること			
	市内一斉清掃に関すること			
	し尿の収集に関すること	環境課（三木市クリーンセンター）	83-2212	
	空家に関すること	生活安全課	89-2344	seikatsuanzen@city.miki.lg.jp
	防犯灯に関すること			
	住宅の耐震化に関すること	建築住宅課	89-2363	kenchiku@city.miki.lg.jp
	道路の拡幅・新設改良、橋の維持管理に関すること	道路河川課	89-2574	doro@city.miki.lg.jp
	道路の舗装・側溝等の補修に関すること			
	道路・河川の維持管理に関すること			
	道路の街路樹の維持管理に関すること	都市政策課	89-2366	toshiseisaku@city.miki.lg.jp
	公園、緑地の整備・維持管理に関すること			
	緑化推進・保全に関すること	農業振興課	89-2356	nogyo@city.miki.lg.jp
	水道料金に関する問い合わせ、開閉栓に関すること	水道業務課	82-2010	suigyomu@city.miki.lg.jp
	水道に関する宅内、道路上の水漏れに関すること	水道工務課	82-2010	suikomu@city.miki.lg.jp
	下水道管のつまりに関すること	下水道課	86-2074	gesui@city.miki.lg.jp
	下水道の計画・建設に関すること		89-2367	
	下水道の維持管理、浄化槽に関すること		89-2368	
	農業集落排水、受益者負担金に関すること			
下水道使用料に関すること	89-2444			

	業務内容	担当課	直通電話	メールアドレス
教育・文化	小学校、中学校、特別支援学校に関すること	学校教育課	89-2393	gakko@city.miki.lg.jp
	学校施設に関すること	教育施設課	89-2390	kyoikushisetsu@city.miki.lg.jp
	幼稚園、保育所、認定こども園等に関すること	教育・保育課	89-2472	kyoikuhoiku@city.miki.lg.jp
	アフタースクール（学童保育）に関すること			
	文化財に関すること	みき歴史資料館	82-5060	miki_history_museum@city.miki.lg.jp
	文化芸術に関すること	文化・スポーツ課	89-2399	bunka@city.miki.lg.jp
	各種スポーツイベントに関すること			
	みきティブ（地域クラブ活動）に関すること			
	生涯学習、市立公民館に関すること	生涯学習課	89-2425	gakusyu@city.miki.lg.jp
	図書館の利用に関すること	図書館	83-1313	tosho@city.miki.lg.jp

## 【2】市からの補助金等

### 三木市集会所等整備補助金

【内容】自治会等が集会所若しくは公園を整備する場合、指定緊急避難場所に指定された集会所の耐震診断、耐震化を目的とする新築、耐震改修工事をする場合、その整備に要する経費の一部を補助します。

#### 【補助金額】

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
集会所を新築する場合（耐震化を目的として集会所を建て替える場合を除く）	新築又は増築に要する費用（付帯工事費を含む。）	1/3 以内	500万円
集会所を増築する場合			200万円
集会所を改築する場合	建築に要する費用		250万円
集会所において水洗便所への改造を行う場合	改造に要する費用		30万円
集会所として使用するための既存建物及びその敷地若しくは建設用地を購入する場合	購入費		300万円
公園の遊具又は工作物等の設置等を行う場合	整備費		20万円
集会所を新築する場合（耐震化を目的として集会所を建て替える場合）	建替え工事に要する経費（付帯工事費を含む。）	2/3 以内	1,000万円
集会所を耐震診断する場合	耐震診断、耐震設計又は耐震診断改修計画に要する経費		100万円
集会所を耐震改修工事する場合	耐震改修工事に要する費用		750万円

※1の自治会等における2以上の集会所の整備又は2回目以降の改築については、補助限度額の2分の1以内の補助とします。

※手続き、詳細については市民協働課（89-2311）まで

### **三木市掲示板設置費補助金**

【内容】市及び住民相互の広報活動のため、掲示板を設置、建替え又は改修をしようとする自治会等に対し、その設置、建替え又は改修に要する経費の一部を補助します。

#### **【補助金額】**

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
掲示板を新たに設置する場合	設置に要する経費(工事費を含む。)	100%	10万円
この規定に基づき交付された補助金で設置した掲示板を建替え又は改修する場合	建て替え又は改修に要する経費(工事費を含む。)	50%	5万円

※手続き、詳細については市民協働課（８９－２３１１）まで

### **三木市自主防災組織資機材等整備補助金**

【内容】自主防災組織等の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織等が購入、整備される防災資機材・備蓄物資・保管庫について、要した経費の一部を助成します。

【対象資機材等】初期消火用資機材（消火器等）、救助用資機材（投光機等）、救護用資機材（簡易ベッド等）、給食給水用資機材（カセットコンロ等）、備蓄食料・飲料水、備蓄物資（日用品）、保管庫、その他の資機材

※手続き、詳細については危機管理課（８９－２３１２）まで

### **三木市防犯灯設置及び維持管理**

【内容】三木市における防犯灯の設置及び維持管理について必要な事項を定め、夜間における犯罪の防止と通行の安全確保を図ることにより、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とします。

(設置および維持管理) 維持管理については自治会等が行い、電気料金については市が負担。新設および取り替えについては、規定の割合において、自治会と市が負担します。

※手続き、詳細については生活安全課(89-2344)まで

### **三木市防犯カメラ設置補助金**

【内容】自治会や市民協議会等の地域団体が防犯カメラを設置する場合、要した経費の一部を補助することにより、安全安心な地域づくりの一層の推進を図ることを目的とします。

【設置および維持管理等】設置に係る費用の一部を補助(市・県の補助合わせて、上限12万円)します。維持管理や電気料金については自治会等の負担となります。

※手続き、詳細については生活安全課(89-2344)まで

### **三木市古紙自主回収活動奨励補助金**

【内容】新聞、雑誌、ダンボールその他紙類(古紙)の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、三木市古紙自主回収活動奨励補助金を交付することにより、資源ごみの集団回収を促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図ることを目的とします。

【補助金額】地域内のごみステーション1箇所当たり、毎月1回以上実施した場合、1年間につき1万円となります。

※手続き、詳細については環境政策課(89-2343)まで

### **三木市資源ごみ集団回収運動奨励金**

【内容】資源ごみの回収を実施する団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみのリサイクル意識の向上を図ることを目的とします。

【交付額】奨励金の交付単価は、紙類、布類1キログラムにつき4円、空きびん、空き缶 1キログラムにつき5円が交付されます。

※手続き、詳細については環境政策課（89-2343）まで

### **三木市資源ごみリサイクル活動奨励金**

【内容】三木市資源ごみ集団回収運動奨励金交付団体に対し、三木市資源ごみリサイクル活動奨励金を交付することにより、集団回収システムが衰退しないようにするとともに、ごみの減量化、資源化並びにリサイクル意識の向上をさらに推進することを目的とします。

【交付額】回収回数と回収量に応じた額を交付。

※手続き、詳細については環境政策課（89-2343）まで

### 【3】自治会に関する主な行事（令和7年度参考）

実施日 (令和7年度実績)	行事名	場所	担当課等
5月17日(土) 13:30~	三木市 人権同和教育協議会総会	三木市文化会館	人権推進課
5月17日(土) 15:30~	三木市 区長協議会連合会総会	教育センター	市民協働課
7月13日(日)	市内一斉清掃	市内全域	環境課
10月19日(日)	市内一斉クリーンアップ作戦	市内全域	環境課
10月28日(火) 14:00~	第36回三木の安全な暮らしを 守る住民大会	県立三木山森林 公園	生活安全課
11月16日(日) 10:00~11:30	三木市区長協議会連合会研修会 (ボランティアフェスタ2025と連携)	市民活動 センター	市民協働課

《このハンドブックに関する問合せ先》

三木市 市民生活部 市民協働課

TEL 0794-82-2000 内線 2471 / 2470

E-mail: kyodo@city.miki.lg.jp